

議案第 10 号

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

可燃物ごみ袋 1 枚につき	大	650 mm × 800 mm	42 円
	中	450 mm × 800 mm	36 円
	小	400 mm × 650 mm	31 円
	特小	300 mm × 400 mm	26 円
1 体につき			3,000 円
1.8kl につき			2,625 円
0.9kl 未満増すごとに			1,312 円

」

を  
「

可燃物ごみ袋 1枚につき	大	650mm×800mm	44円
	中	450mm×800mm	38円
	小	400mm×650mm	33円
	特小	300mm×400mm	27円
1体につき			4,675円
1.8klにつき			2,750円
0.9kl未満増すごとに			1,375円

」

に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料に適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行					改 正 案							
別表（第11条、第12条関係）					別表（第11条、第12条関係）							
種別	区分	単位		手数料	備考	種別	区分	単位		手数料	備考	
可燃ごみ (犬、猫等の死体を除く。)	市が収集する可燃ごみ	可燃物ごみ袋1枚につき	大	650mm × 800mm	<u>42円</u>		可燃ごみ (犬、猫等の死体を除く。)	市が収集する可燃ごみ	大	650mm × 800mm	<u>44円</u>	
			中	450mm × 800mm	<u>36円</u>				中	450mm × 800mm	<u>38円</u>	
			小	400mm × 650mm	<u>31円</u>				小	400mm × 650mm	<u>33円</u>	
			特小	300mm × 400mm	<u>26円</u>				特小	300mm × 400mm	<u>27円</u>	
犬、猫等の死体	市が収集する場合	<u>1</u>	体につき	<u>3,000円</u>	淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年淡路市条例	犬、猫等の死体	市が収集する場合	<u>1</u>	体につき	<u>4,675円</u>	淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年淡路市条例	

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
				第 8 号 )別表に定める手数料を含む。					第 8 号 )別表に定める手数料を含む。
し尿 指定 浄化槽 汚泥	指定 場所 搬入	1.8 k l につき	<u>2,625円</u>	1.8 k l に満たない場合は1.8 k l とみなす。	し尿 指定 浄化槽 汚泥	指定 場所 搬入	1.8 k l につき	<u>2,750円</u>	1.8 k l に満たない場合は1.8 k l とみなす。
		0.9 k l 未満 増すごとに	<u>1,312円</u>				0.9 k l 未満 増すごとに	<u>1,375円</u>	